

公益財団法人北海道信用金庫奨学財団  
令和7年度 給付型奨学生募集要項

公益財団法人北海道信用金庫奨学財団

〒060-0062

札幌市中央区南2条西3丁目15番地の1 北海道信用金庫内

TEL : 011-241-7949

FAX : 011-241-2169

URL : <https://www.shinkin.co.jp/hokkaido/aboutus/10aboutus.php>

# 令和7年度 給付型奨学生募集要項

公益財団法人北海道信用金庫奨学財団

## 1. 募集人数

**貴大学の新入学生から 2名**（今年度募集総数 72名）

※今年度の各大学募集人数は、「前年度の在籍学生が4千人未満の場合は2名、4千人以上6千人未満の場合は4名、以降、2千人毎に2名増とする。」を基本とし、当財団理事会において決定いたしました。

## 2. 出願資格者

下記（1）～（4）の項目をすべて満たす者とする。

（1）本年4月に道央圏及びその近郊に本部を置く大学（短期大学及び大学院を除く）の第1学年に入学した学生であること。

※該当する大学にのみ本募集要項をお送りしています。

（2）向学心に富み、勤勉であり、かつ就業の見込みがあること。

（3）ひとり親家庭又は両親のいない家庭等の子女であり、経済的理由により、修学困難な状況にあること。

（4）将来、地域社会、さらには国家社会に役立つと認められること。

※他の奨学金制度との併用について

給付・貸与問わず、大学独自の奨学金並びに独立行政法人日本学生支援機構の奨学金を含むすべての奨学金と併用可能です。

## 3. 給付する奨学金

修学支援一時金 100,000円

## 4. 出願と期限

（1）下記書類を揃え、大学所管部を経由して当財団へ提出する。

①給付型奨学生募集に係る推薦書（在籍学校の学長による推薦）

②令和7年度 給付型奨学生採用願兼家庭状況書（学生が記入）

③戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）原本

④次のいずれかの現住所の記載がある学生本人の確認書類

（i）運転免許証の写し

（ii）健康保険証の写し

※裏面に住所欄があるものは、裏面の写しも提出してください。

（iii）住民票原本（発行から3か月以内のものに限る）

⑤保護者の収入金額及び所得金額のわかるもの

（i）給与・年金等の場合：昨年分の源泉徴収票

（ii）上記給付・年金の他に申告すべき別の収入（不動産収入等）がある場合  
：昨年分の確定申告書の写し

（iii）自営業（個人事業主）等の場合：昨年分の確定申告書の写し

（iv）（i）～（iii）を提出できない場合：昨年度収入の確認できる所得証明書等原本

(v) (i) ~ (iv) で収入金額及び所得金額の現状確認が困難な場合

: 最新の年金決定通知書の写し、年金額改定または支給額変更通知書の写し、  
給与支払明細書の写し等

※ (i) ~ (iv) の補足資料として提出してください。ご不明な点は、当財団事務局へお問合せください。

⑥個人情報の取扱いに関する同意書

※インク内蔵型のご印鑑は使用しないでください。本同意書に捺印したご印鑑は、採用後に提出する書類に捺印していただくご印鑑となります。

(2) 書類の受付は、令和7年10月31日(金)までに当財団に到着したものとする。

※選考結果にかかわらず、ご提出いただいた書類の返却はいたしませんので、あらかじめご了承ください。

5. 選考

当財団理事会において、提出された書類に基づき選考を行い、候補者として決定する。

6. 本採用

候補者が当財団より「採用通知書」を受領後、「誓約書」を提出することによって本採用とする。

7. 推薦基準

下記(1) ~ (2)の基準をすべて満たす者とする。

(1) 家庭及び家計

ひとり親家庭又は両親のいない家庭等であり、本人の属する世帯の年間所得の実態を勘案して、修学費支払に困窮していると思われる者。

(2) 人物

学習活動その他生活全般を通じて、修学姿勢が良好であり、将来良識ある社会人として活動できる見込みがある者。

8. 反社会的勢力の排除

以下に該当する場合は、当財団の奨学生になること及び当財団の奨学金に申し込みことはできない。また、奨学金給付後に以下に該当することが判明した場合は、奨学金の返還を求める場合があります。

(1) 本人あるいは本人の保護者及び生計を一にする親族が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ロゴ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下総称して「反社会的勢力等」という。）である者。

(2) 本人あるいは本人の保護者及び生計を一にする親族が、反社会的勢力等と関係を有する者。

以上